

厚生労働大臣の定める掲示事項（2025 年 6 月 1 日現在）

入院基本料について

- ◆当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
- ◆2 病棟 病床数 34 床（障害者施設等入院基本料 10 対 1、特殊疾患入院施設管理加算）では、1 日に 9 人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。
 - 夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。
 - 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。
- ◆3 病棟 病床数 35 床（障害者施設等入院基本料 10 対 1、特殊疾患入院施設管理加算）では、1 日に 9 人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。
 - 夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 17 人以内です。
 - 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 17 人以内です。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに対する診療計画を策定し、7 日以内に文書により お渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡の基準を満たしております。

近畿厚生局長への届出事項

○入院時食事療養

当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については 18 時以降）、適温で提供しております。また、予め定めた日に患者さんが複数のメニューから選択でき、特別な食事を提供しております。

施設基準一覧・・・[届出事項](#)

○生活習慣病管理料（Ⅱ）

令和 6 年 6 月 1 日からの診療報酬改定に伴い、「特定疾患管理料」から「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外となります。当院では「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が主病の患者様は厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行いたします。

定期受診時に療養計画書について説明を受けたあと、同意書にサインをいただきます。窓口負担につきましても、これまでの金額から変更がございます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

生活習慣病に関する処方箋で病状が安定しており、医師が長期間診察しなくても問題ないと判断した患者様につきましては、リフィル処方箋をお選びいただくことができます。

○医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

○医療 DX 診療体制加算

当院は、医療 DX を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ①オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ②マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ③電子処方箋の発行体制を導入予定です。
- ④電子カルテ情報共有サービスの取組実施のため、今後導入予定です。

○入退院支援加算

当院では、専任の入退院支援職員を配置し、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

○初診・再診に係る費用の徴収

緊急性がない時間外受診をする場合、場合、保険による一部負担金とは別に特別の料金650円（選定療養費）を徴収することになります。

ただし、以下の場合等は徴収いたしません。

- ・入院の必要がある場合や他院からの救急外来受診のための紹介状を持参した場合
- ・医師の指示により、処置や点滴治療のため来院された場合

○入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収について

同じ症状による通算の入院が 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の 15% が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、入院基本料の 15%は特定療養費 として患者さんのご負担(1 日につ

き)となります。詳しくは1階受付までご確認願います。

○一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

○感染対策向上加算

当院は、兵庫県からの指定を受けている第二種協定指定医療機関です。感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等をおこない院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。

明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算 窓口にてその旨お申し出ください。

その他

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めています。また当院では、屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。

保険外負担に関する事項

当院では、保険外併用療養費の基準に基づき、患者さんへの十分な情報提供を行い、患者さんの自由な選択と 同意を受けることによって、以下に掲げるサービスを提供し、特別の料金を徴収しています。

一覽表

診断書・証明書料金（税込み）

診断書（病院様式） 3,300 円

警察用診断書 3,300 円

死亡診断書 5,500 円

死体検案書 5,500 円

後遺障害診断書 11,000 円

障害年金診断書 7,700 円

生命保険診断書 5,500 円

自賠責診断書 5,500 円

自賠責明細書 5,500 円

領収証明書 1,100 円